

## 北部地域基幹病院整備に関する意見書

北部地域では、医療体制や機能の縮小が進み、住民の不安が続く中、沖縄県に対し平成 29 年 3 月に、沖縄県立北部病院と北部地区医師会病院の統合・再編による「北部地域における基幹病院の整備を求める」112,277 筆の署名と要請書を沖縄県知事へ手交した。

その後、平成 29 年 12 月に沖縄県知事から、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による基幹病院の整備を行うとの方針が示され、平成 30 年 1 月から沖縄県保健医療部と沖縄県病院事業局及び北部病院、北部地区医師会、北部地区医師会病院、北部 12 市町村との間でこれまでに 6 回にわたる協議や意見交換を重ね「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(案)」が作成された。

また、北部市町村議会議長会をはじめ北部 12 市町村議会における全員協議会等において、基幹病院整備に向けて基本的枠組みの説明が行われ、理解を深めてきた。

医療体制の確保は、住民の命を守る根幹をなすもので、本地域の医療が逼迫する中、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合は一刻の猶予もゆるされず、沖縄県、北部 12 市町村が一体となって、基幹病院を整備しなければならない。

については、地域住民に寄り添った基幹病院の整備に向けて、下記事項について取り組むことを強く求める。

### 記

- 一 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書を早急に締結すること。
- 一 北部基幹病院の設置主体は、県及び北部 12 市町村で設置する一部事務組合とすること。
- 一 設置された基幹病院の運営主体は、県及び北部 12 市町村等で設立する一般財団法人等とすること。
- 一 基幹病院の整備及び運営に関する費用は、北部 12 市町村の一般財源に影響を与えない方法で行うこと。
- 一 合意書の締結後、整備協議会を設置し基本的な枠組みの詳細及び整備に関する事項について協議を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 25 日

国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 玉城 康裕 殿